



令和 3年 3月 15日

資料提供先：鳥取県政記者会
倉吉記者クラブ

「天神川水系流域治水プロジェクト」を策定します。

～第5回「天神川流域治水協議会」の開催～

天神川流域治水協議会では、あらゆる関係者（国・県・市町村・住民等）が協働して、流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進するため、流域全体で実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として、とりまとめを進めています。

昨年7月に協議会を設置し、この間、関係機関の皆様との協議を進めてまいりましたが、この度、第5回協議会を開催し、「天神川水系流域治水プロジェクト」を策定いたします。

開催日時 令和3年3月22日（月）14：00～16：00 予定

開催場所 国土交通省倉吉河川国道事務所 1階会議室

（鳥取県倉吉市福庭町1-18）

※会議は、対面・Web会議併用で行います。

【内容】天神川水系流域治水プロジェクトの策定について

【委員】倉吉市長、三朝町長、湯梨浜町長、北栄町長
林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林整備センター 鳥取水源林整備事務所長

鳥取県 危機管理局長

鳥取県 県土整備部長

鳥取県 生活環境部長

国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長

（オブザーバー）

農林水産省中国四国農政局地方参事官（特命・事業計画）

【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局

倉吉河川国道事務所 TEL（0858）26-6221（代表）

副所長（河川） 丸下 淳一（まるした じゅんいち）

【担当】 工務第一課長 佐野 孝行（さの たかゆき）

【広報担当窓口】 調査設計課長 波戸 秀浩（はと ひでひろ）

倉吉河川国道事務所ホームページアドレス：<http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/>

天神川流域治水協議会規約

(設置)

第1条 「天神川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、天神川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて第1項による委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 天神川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(ワーキンググループ)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる組織の構成員をもって構成する。
- 3 ワーキンググループは、必要に応じて第2項による構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 ワーキンググループは、原則非公開とし、審議の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県 県土整備部 河川課、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所が務める。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年7月30日から施行する。

一部改定 令和2年12月28日

一部改定 令和3年1月26日

天神川流域治水協議会 委員

(委員) 倉吉市長
三朝町長
湯梨浜町長
北栄町長
林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林整備センター 鳥取水源林整備事務所長
鳥取県 危機管理局長
鳥取県 県土整備部長
鳥取県 生活環境部長
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長

(オブザーバー)

農林水産省中国四国農政局地方参事官 (特命・事業計画)

天神川流域治水協議会 ワーキンググループ

(ワーキンググループ) 倉吉市 総務部 防災安全課
 建設部 建設課
 上下水道局 工務課
 三朝町 総務課
 建設水道課
 湯梨浜町 総務課
 建設水道課
 北栄町 総務課
 地域整備課
 林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署
 国立研究開発法人 森林研究・整備機構
 森林整備センター 鳥取水源林整備事務所
 鳥取県 危機管理局 危機管理政策課
 県土整備部 河川課
 技術企画課
 治山砂防課
 生活環境部 水環境保全課
 農林水産部 農地・水保全課
 森林づくり推進課
 国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所

(オブザーバー)

農林水産省中国四国農政局農村振興部設計課水利計画官

※ワーキンググループメンバーは、流域治水プロジェクトを幅広く検討するために、メニューの有無を問わず、構成することとする。

参 考 資 料

中国地方整備局の Web サイトにて、流域治水プロジェクトを紹介しています。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/kasen/ryuikichisui/index.htm>

検索　：中国地方整備局　流域治水プロジェクト

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者※により流域全体で行う「流域治水」へ転換する※国・都道府県・市町村・企業・住民等

課題

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- ・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要

対応

- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
- ・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、夏頃までに中間とりまとめを行い、令和2年度中にプロジェクトを策定】

■「流域治水」への転換

- ・「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を多層的に推進【これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

■流域治水プロジェクト

- 全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ・戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容※等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを令和2年度中に策定

①氾濫をできるだけ防ぐ

(ためる、しみこませる)[県・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の治水利用
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

②被害対象を減少させる

(よりリスクの低いエリアへ誘導)
土地利用規制、移転促進、金融による誘導の検討等 [市、企業、住民]
(被害範囲を減らす)二線堤等の整備[市]

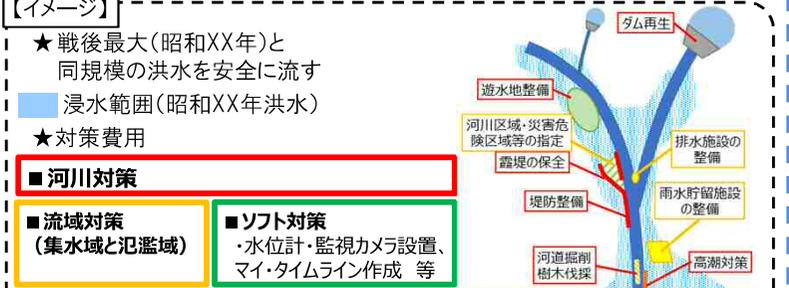
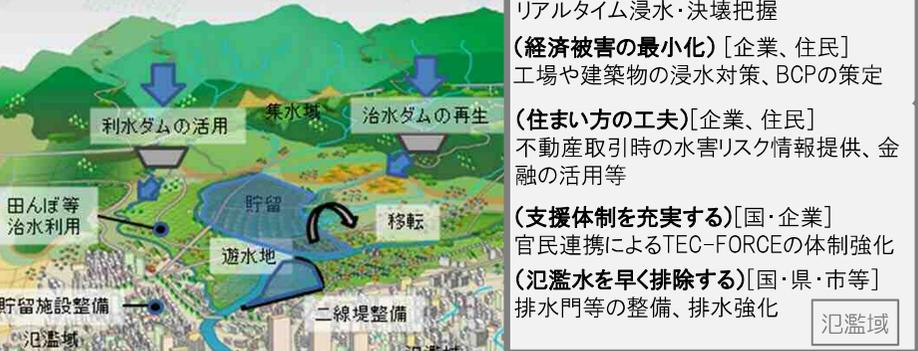
③被害の軽減・早期復旧・復興

(土地のリスク情報の充実)[国・県]
水災害リスク情報の空白地帯解消等
(避難態勢を強化する)[国・県・市]
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握
(経済被害の最小化)[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中

(ためる) 河川区域
[国・県・市、利水者]
利水ダム等において貯留水を事前に放流し水害対策に活用

遊水地等の整備・活用[国・県・市]
(安全に流す)[国・県・市]
河床掘削、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備
(氾濫水を減らす)[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等



■河川対策

- ★ 戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す
- ★ 対策費用
- 流域対策 (集水域と氾濫域)
- ソフト対策 (水位計・監視カメラ設置、マイ・タイムライン作成 等)

■利水ダムの治水活用

- ・全国の1級水系(ダムがある99水系) 毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始【令和2年出水期から】
- ・2級水系についても同様の取組を順次展開

グリーンインフラの活用

自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進

雨庭の整備(京都市)



(今後の水害対策の進め方)

1st 近年、各河川で発生した洪水に対応

- ・緊急治水対策プロジェクト(甚大な被害が発生した7水系)
- ・流域治水プロジェクト(全国の1級水系において早急に実施すべき事前防災対策を加速化)

速やかに 気候変動を踏まえた河川整備計画等の見直し

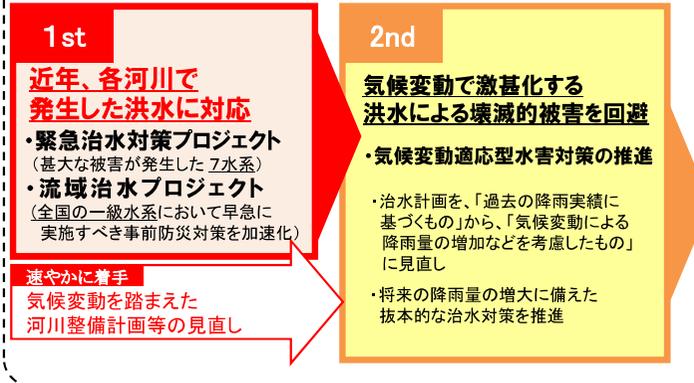
2nd 気候変動の影響を反映した抜本的な治水対策を推進

- ・治水計画の見直し
- ・将来の降雨量増大に備えた対策

「流域治水プロジェクト」に基づく事前防災の加速

- 課題** ◆ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築することが必要
- 対応** ◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
- ◆ 令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速
- ◆ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、「流域治水プロジェクト」を令和2年度中に策定

今後の水害対策の進め方（イメージ）



全国7水系における「緊急治水対策プロジェクト」

◆ 令和元年東日本台風(台風第19号)により、甚大な被害が発生した7水系において、国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手。

水系名	河川名	緊急治水対策プロジェクト (概ね5～10年で行う緊急対策)		
		事業費	期間	主な対策メニュー
阿武隈川	阿武隈川上流	約1,840億円	令和10年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 支川に危機管理型水位計及びカメラの設置 浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等
	阿武隈川下流			
鳴瀬川	吉田川	約271億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 浸水想定地域からの移転・建替え等に対する支援 等
荒川	入間川	約338億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 高台整備、広域避難計画の策定 等
那珂川	那珂川	約665億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
久慈川	久慈川	約350億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
多摩川	多摩川	約191億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堰改築、堤防整備 【ソフト対策】 下水道樋管等のゲート自動化・遠隔操作化 等
信濃川	信濃川	約1,768億円	令和9年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 田んぼダムなどの雨水貯留機能確保 マイ・タイムライン策定推進 等
	千曲川			
合計		約5,424億円		

※令和2年3月31日 HP公表時点

全国の各河川で「流域治水プロジェクト」を公表

- ◆ 全国の一級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ◆ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、プロジェクトを策定し、ハード・ソフト一体の事前防災を加速

【イメージ】 ○○川流域治水プロジェクト

- ★ 戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す
 - ★ …浸水範囲(昭和XX年洪水)
- (対策メニューのイメージ)

- **河川対策**
- ・堤防整備、河道掘削
 - ・ダム再生、遊水地整備 等

- **流域対策(集水域と氾濫域)**
- ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
 - ・土地利用規制・誘導 等

- **ソフト対策**
- ・水位計・監視カメラの設置
 - ・マイ・タイムラインの作成 等

